

# 総合評価説明書

## 1 評価項目及び評価基準

### (1) 企業の施工能力に関する事項

同種・類似工事の施工実績の有無、工事成績評定の平均点、優良工事施工業者の認定の有無及び品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況により評価する。

### (2) 配置予定技術者の能力に関する事項

保有する資格、同種・類似工事の施工経験の有無、優良工事主任技術者等の表彰の有無及び継続教育（CPD又はCPDS）の取組状況により評価する。

### (3) 企業の社会性、信頼性等に関する事項

富士市地域防災計画に基づく協定の締結の有無及び有事の際の備え、地域貢献の有無、障害者の雇用状況、若年技術者の雇用状況、安全教育の取組状況、建設キャリアアップシステムの事業者登録実績の有無並びに指名停止の状況により評価する。

## 2 加算点の付与

### ・簡易型Ⅱ総合評価方式における加算点の設定

入札参加者に対する加算点付与の考え方は、評価項目のとおりとする。

なお、評価項目チェックシートの申請点に誤りがあった場合、根拠資料に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する（ただし、富士市発注工事における過去3か年度における請負金額1,000万円以上の工事成績評定の平均点（発注工種の平均点）においてはこの限りでない。）。

なお、提出期限後における評価項目チェックシートの差替えは認めない。

### (1) 過去5か年度における同種・類似工事の施工実績の有無

令和3年度から入札参加資格確認申請書提出日までの間に完成し、引渡しが完了した工事を対象とする（共同企業体として施工した場合は、当該共同企業体における出資比率が20パーセント以上であること。）。

### (2) 富士市発注工事における過去3か年度における請負金額1,000万円以上の工事成績評定の平均点（発注工種の平均点）

令和5年度、令和6年度及び令和7年度に完成検査に合格した工事を対象とする（共同企業体として施工した場合は、当該共同企業体における出資比率が20パーセント以上であること。）。

### (3) 富士市発注工事における過去3か年度における優良工事施工業者の認定の有無

当該発注工種における令和5年度、令和6年度及び令和7年度の優良工事施工業者の認定を対象とする（共同企業体として施工した場合は、当該共同企業体における出資比率が20パーセント以上であること。）。

### (4) 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況

入札参加資格確認申請書提出日において、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している場合を対象とする。

**(5) 技術者の保有する資格**

技術者が該当する資格を保有している場合を対象とする。

舗装工事においては、1級土木施工管理技士又は同等の資格若しくは2級土木施工管理技士（種別：土木）に加えて1級舗装施工管理技術者である場合は、更に加算する。

**(6) 過去5か年度における主任（監理）技術者又は監理技術者補佐の施工経験の有無**

令和3年度から入札参加資格確認申請書提出日までの間に完成し、引渡し完了した工事を対象とする（共同企業体として施工した場合は、当該共同企業体における出資比率が20パーセント以上であること。）。

**(7) 富士市発注工事における過去5か年度における優良工事主任技術者等の表彰の有無**

当該発注工種における令和3年度、令和4年度、令和5年度、令和6年度及び令和7年度の優良工事主任技術者等の表彰を対象とする。

**(8) 継続教育（CPD又はCPDS）の取組状況**

評価対象は建設系CPD協議会加盟団体のうち、下表の18団体とし、令和6年度及び令和7年度のうち任意の1か年度において、各団体設定の1か年度の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合を対象とする。

なお、証明書の単位取得期間が1か年度を超える場合や、1か年度に満たない場合は評価の対象としない。

団体名	推奨獲得 CPD 単位 (/年)
(公社) 空気調和・衛生工学会	50
(一財) 建設業振興基金	12
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
(一社) 交通工学研究会	50
(公社) 地盤工学会	50
(一社) 全国測量設計業協会連合会	30
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
(一社) 全日本建設技術協会	25
(公社) 土木学会	50
(一社) 日本環境アセスメント協会	50
(公社) 日本技術士会	50
(公社) 日本造園学会	50
(公社) 日本都市計画学会	50
(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 日本建築士会連合会	12

(一社) 森林・自然環境技術者教育会	20
土質・地質技術者生涯学習協議会	50

**(9) 富士市地域防災計画に基づく協定の締結の有無及び有事の際の備え**

令和8年3月31日において、富士市が協定を締結している組合等に加入している場合又は個別に富士市と締結している場合を対象とする。

災害協定を締結している者のうち、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建設機械の所有及びリース台数が3台以上ある場合は、更に加点する。

**(10) 前年度の災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無**

令和7年度に市が開催（主催、共催問わず）した災害対応に関する実動訓練における、企業としての参加活動実績を対象とする。

**(11) 過去5か年度における災害等における緊急時の対応実績の有無**

令和3年度から入札参加資格確認申請書提出日までの間における、市からの依頼を受けての災害等における緊急時の対応（待機も含む。）を対象とする。

**(12) 前年度の地域貢献の有無**

建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領別表第1に該当する富士市における令和7年度の地域貢献活動を対象とする。

**(13) 障害者の雇用状況**

入札参加資格確認申請書提出日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用率を達成している場合を対象とする（法定雇用義務はないが障害者を雇用している場合も対象とする。）。

障害者の雇用状況は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定に基づき毎年6月1日現在で提出された障害者雇用状況報告書で評価する。

法定雇用義務はないが障害者を雇用している場合は、雇用状況を確認できる書類（保険証等）及び障害者手帳等の写しにより評価する。

**(14) 過去3か年度における若年技術者の状況**

入札参加資格確認申請書提出日において、満40歳未満でかつ3か月以上の雇用のある常勤の従業員が、令和5年度、令和6年度及び令和7年度に主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事の完成実績（工事の全期間（工場製作期間は除く。）にわたる場合に限る。発注機関は問わない。他社在籍時の実績でも可。）があり、それが過去3か年度の毎年度で実績がある場合を対象とする。

**(15) 過去5か年度における安全教育の取組状況**

令和3年度から入札参加資格確認申請書提出日までの間における次の安全教育の受講実績（実施機関は問わない。）がある場合を対象とする。

- ・足場の組立て等作業主任者能力向上教育（定期）
- ・車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育
- ・車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育
- ・玉掛業務従事者安全衛生教育
- ・建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育

・建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育

#### (16) 建設キャリアアップシステムの事業者登録実績の有無

入札参加資格確認申請書提出日において、建設キャリアアップシステムの事業者登録がある場合を対象とする。

#### (17) はぐくむ FUJI オフィシャルサポーター認定制度（富士市）への登録の有無

入札参加資格確認申請書提出日において、富士市こども未来部こども未来課によるはぐくむ FUJI オフィシャルサポーター認定制度への登録がある場合を対象とする。

#### (18) 過去5か年度における指名停止の状況

令和3年度から入札参加資格確認申請書提出日までの間の指名停止期間を対象とする。

### 3 総合評価方式における評価値の計算

総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除し、1,000,000 を乗じて得た数値をもって行う（小数点以下第4位（小数点以下第5位切捨て））。

評価値の算出式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 1,000,000 \end{aligned}$$

技術評価点の考え方

標準点：発注者の設定する仕様（最低条件）を満足する場合に100点を付与

加算点：企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の社会性・信頼性等の評価に応じて点数を付与

### 4 落札者の決定

入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者から提出された入札参加資格確認資料の審査により、資格要件を満たし評価値が最も高い場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。調査基準価格を下回る価格の入札にて落札者となった場合には、技術者を当該工事に専任で配置しなければならない。

資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし審査を行う。

また、評価値が最も高い者が変わった場合には、該当する新たな落札候補者の審査を行う（この場合、評価値の最も高い者でないと認められた落札候補者のした入札を無効とすることがある。）。

落札者が決定するまで順次同様の手続を行うものとする。